



Home Office

英国内務省

# 国別情報及びガイダンス パキスタン：アフマディー教徒

2015 年 2 月

## 序文

この文書は、英国内務省（Home Office）の難民認定に関する決定権者（decision makers）に対し、パキスタンに関する出身国情報（Country of Origin Information, COI）に加え、パキスタンの国民/居住者が行う難民認定申請の取扱に関する指針を提供するものである。この文書の中には、申請が庇護、人道的保護又は裁量的在留の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

決定権者は、申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる指針、入手できるCOI、適用される判例、及び関係する政策に関する内務省のケースワーク向けガイダンスを含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

## 国別情報

本文書内のCOIは、（通常）英語で公表された様々な外部情報を基に編集されている。情報の関連性、信頼性、正確性、客観性、最新性、透明性及び追跡可能性について十分な検討を行うとともに、正確性を期するため、可能な限り独立情報源が提供した情報の真実性を裏付けることに努めた。引用した全ての情報源は、脚注に記載されている。本文書のCOIは、2008年4月付「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information (COI)）」及び2012年7月付「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」に準拠し、調査を行った上で提示されている。

## フィードバック

COIサービス局の目標は、提供する指針と情報を継続的に改善することである。したがって、本文書にコメントを付したい場合には、COIサービスまで電子メールを送っていただきたい。

## 国別情報に関する第三者諮問機関

国別情報に関する第三者諮問機関（Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI）は、内務省のCOI資料の内容について英国国境局の独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で 2009年3月に同検査官によって設置された。IAGCIは、内務省の COI資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの職務に関する情報及びIAGCIによって既に検証を終えたCOI文書のリストは、独立

主任検査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

内務省の資料、手続き又は政策を承認することは、IAGCIの役割ではない。

IAGCIの連絡先

英国国境局独立主任検査官

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール：[chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト：<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

## 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第 1 章：ガイダンス               | 5  |
| 1. 序文                     | 5  |
| 2. 問題の検討                  | 5  |
| 3. 政策の要約                  | 10 |
| 第 2 章：情報                  | 11 |
| 1. 概観                     | 11 |
| 2. 冒読法                    | 14 |
| 3. アフマディー教徒（アフマディーヤ）      | 21 |
| 3.1 背景                    | 21 |
| 3.2 アフマディー教徒を差別する法律       | 22 |
| 3.3 パスポート及び身分証明書          | 23 |
| 3.4 アフマディー教徒に対する暴力及び差別    | 24 |
| 3.5 ラブワー（Rabwah）のアフマディー教徒 | 30 |
| 付属書A：FCO（外務・英連邦省）の書簡      | 33 |
| 2011 年 1 月付 FCO 書簡        | 33 |

# 第1章：ガイダンス

更新日：2015年2月23日

## 1. 序文

### 1.1 申請の根拠

1.1.1 アフマディー教徒（アフマディーヤ）であるという理由でパキスタン当局又は非国家主体から迫害される恐れ

[目次へ戻る](#)

### 1.2 検討すべき問題の要約

1.2.1 申請者の説明は信用できるものか？

1.2.2 アフマディー教徒は、パキスタンにおいて虐待を受ける危険に晒されているか？

1.2.3 危険に晒されているアフマディー教徒は、効果的な保護を求めることができるか？

1.2.4 危険に晒されているアフマディー教徒は、パキスタン内で国内移動することができるか？

[目次へ戻る](#)

## 2. 問題の検討

### 2.1 申請者の説明は信用できるものか？

2.1.1 決定権者は、申請者の宗教及びその経験についての説明に関係する重要な事実が合理的な程度に詳述されているかどうか、また、本人が行った他の申立（たとえば、口頭証言、陳述書など）と矛盾していないかどうか、さらに、対外的に信用できる（すなわち、一般に知られている事実及び国別情報と一致している）ものかどうかについて審理しなければならない。決定権者は、申請者が重要な事実の詳細と矛盾している可能性がある又は重要な事実の詳細を提供できない場合、その理由の根底にある要因を考慮に入れるべきである。

こうした問題及びより全般的な信憑性の評価に関する詳細情報については、[信憑性の評価及び難民の地位に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.1.2 決定権者は、[MN及びその他当事者（アフマディー教徒－国の状況－リスク）パキスタンCG \[2012\] UKUT 389 \(IAC\)](#)（2012年11月14日）事案の判決に含まれる指針に基づいて、申請者がアフマディー教徒であるかどうか、また、アフマディー教徒であるという理由で危険に晒されているかどうかを決定するに当たって、全ての証拠に基づき、その証拠の各側面を適切に評価した上で、申請者が抱えるリスクについて結論を下さなければならない。この評価の中には、申請者がパキスタンのアフマディー共同体に登録して

いるのかどうか、また、その共同体に定期的に参加し、礼拝を行っているかどうかについての審理が含まれる可能性が高い。

2.1.3 英国入国後の活動も関係している。庇護申請に関係している可能性が高い入国後活動に関する証拠には、以下が挙げられる。

- a. 申請者がパキスタンで行っていた活動に関する英国アフマディー教団本部からの確認
- b. 申請者の礼拝場所となっている英国の地元コミュニティからの確認

(MN及びその他の当事者、パラグラフ122)。

2.1.4 アフマディー教徒が英国入国後の改宗、又は信条や慣行の復活に基づき申請（「後発」的事情に基づく申請）を行う場合、その証拠を慎重に分析することが必要である。この中には、申請者の英国における地元アフマディーヤ・コミュニティの代表及び（特に、改宗が行われた場合において）英国本部から得られる証拠の検討が含まれる。申請者の説明全体に関して、申請者に不利な審査結果が得られた場合、その審査結果は、帰還時において申請者が取る可能性の高い行動を評価するに当たっても関係し得る（MN及びその他の当事者、パラグラフ 126）。

2.1.5 報告されているAB(英国アフマディー教団:書簡)Pakistan [2013] UKUT 511 (IAC)（2013年9月18日）事案において、上級裁判所は、その信憑性が問題となっている申請者のアフマディー信仰に基づいて国際保護申請の認定/却下を決定する際、英国アフマディーヤ協会からの書簡に申請者の英国における活動についての具体的な情報が含まれていればいほど、その書簡に重きを置く可能性が高くなる、と判示した（パラグラフ44）。

[目次へ戻る](#)

2.2 アフマディー教徒は、パキスタンにおいて迫害に相当する虐待又は危害を加えられる危険に晒されているか？

2.2.1 国別ガイダンス事案のMN及びその他当事者（パラグラフ119ii）で確認された通り、アフマディー教徒がパキスタン国内法を侵害することなく、他のアフマディー教徒とともに、私的にあるいはコミュニティ内で、制限された形でその信仰を実践することは一般に可能であり、また、これまでも長い間可能であった。

**2.2.1** ただし、アフマディー教徒が公然とその信仰を実践することができる方法を制限する法律は、説教その他の布教活動を禁止するのみならず、宗教に関して非アフマディー教徒と率直な会話を交わすなど人の宗教的信条を公言するその他の行為も制限している。この制限は、たとえこうした行為が布教活動に当たらない場合であっても課される（MN及び

その他の当事者、パラグラフ119)。

2.2.2 法律の定める禁止行為には以下が含まれる。

- 公然と自己の礼拝場所をモスクと言う。
- 自己の宗教的指導者をイマームと呼ぶ。
- 祈りの呼び掛けをアザーンと言う。
- 自らをイスラム教徒と称する。
- 自己の信仰をイスラム教と言う

(MN及びその他の当事者、パラグラフ 119i)

2.2.3 パキスタンにおいて公然と自己の信仰を実践し、表明することが自己の宗教的アイデンティティにとって特に重要であるアフマディー教徒が、迫害の危険を避けるためにそうした行動を控えると見込むべきではない (MN及びその他の当事者、パラグラフ120ii)。

2.2.4 法律に定める制裁には、罰金刑と懲役刑がある。冒涇行為が発見された場合は死刑判決を受ける恐れがある。今日まで、死刑は執行されていない。ただし、刑罰が科された場合、長期に亘って収監される危険がある (MN及びその他の当事者、パラグラフ119i)。

2.2.5 パキスタン刑法を無視して、パキスタンにおいて公然と自己の信仰を実践し、表明することが自己の宗教的アイデンティティにとって特に重要であると証明できるアフマディー教徒は、保護を必要とする可能性が高い。保護の必要性は男性及び女性に対して同様に適用される (MN及びその他の当事者、パラグラフ119i, 121)。(国別情報における冒涇法の項も参照されたい。)

2.2.6 非国家主体がアフマディー教徒を脅迫する又はアフマディー教徒に嫌がらせをするために法律を利用しているという明白な証拠がある。この中には、被害申立書 (First Information Reports, FIR) (刑事訴訟手続きにおける第1段階) の提出が含まれる。FIRに基づき、訴追の検討が行われている間に被疑者は拘留される可能性がある。また、アフマディー教徒は、イスラム教スンニ派が過半数を占める地域の非国家主体からの攻撃に晒されている (MN及びその他の当事者、パラグラフ119i)。

FIRに関する詳細情報については、「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」、特にその第2.4.9項及び第2.11項を参照されたい。

2.2.7 決定権者は、申請者がパキスタンに帰還した場合に自己の信仰についてどのような意図又は希望を持っているかについて検討する必要がある。なぜなら、決定権者は、パキ

スタン刑法における制約を無視して、パキスタンにおいて公然と自己の信仰を実践し、表明することがアフマディー教徒申請者の宗教的アイデンティティにとって特に重要であるかどうかを明らかにしなければならないからである。パキスタン刑法（Pakistan Penal Code, PPC）によって認められていない信仰の側面を公然と実践し、表明する意図又は希望を心から有しており、申請者の宗教的アイデンティティを保持するために特別の重きを置いていることを立証する責任は申請者にある。決定権者は、全ての証拠を評価しなければならない。また、英国に到着した後の行動もこの立証に関係してくる可能性がある（MN及びその他の当事者、パラグラフ123）。

2.2.8 パキスタンで些かでも信仰を実践していたことを立証できない、あるいは法律で制約されている以外の形で信仰を実践したことを立証できないアフマディー教徒は一般に、パキスタン刑法における制約を無視して、公然と自己の信仰を実践し、表明することが心からの意図又は希望であると証明できる可能性は低い（MN及びその他の当事者、パラグラフ125）。

2.2.9 合理的に考えて、パキスタン刑法における制約を無視して行動する又は行動したいと願う可能性が低いと判断されたアフマディー教徒は一般に、パキスタンへ帰還した際に現実的な危険に晒されていないものの、決定権者は、社会及び/又はビジネスにおける当該申請者の顕著な人物像を理由として、帰還した際に合理的に考えて非国家主体の標的とされる可能性が高いかどうかについて検討する必要があるかもしれない（MN及びその他の当事者、パラグラフ127）。「国別情報及びガイダンス—パキスタン：タリバン及びその他の武装グループ」（2014年7月16日付）も参照されたい。

2.2.10 偽りであることが多い冒涇罪の告訴が宗教的少数派その他の信者を威圧するためによく利用される。告訴人は、被告と見解が異なるあるいは事業その他で対立している者である（国別情報における冒涇法の項を参照されたい）。

2.2.11 アフマディー教徒がパキスタン刑法における制約を無視してパキスタンにおいて公然と自己の信仰を実践し、表明することが自己の宗教的アイデンティティにとって特に重要であることを立証できる場合、このアフマディー教徒は保護を必要とする可能性が高い。これは、国別ガイダンスの「MN及びその他の当事者」事案の審理結果（パラグラフ118～127）に基づいている。冒涇罪で告訴された宗教的少数派の信者（アフマディー教徒を含む）は、保護を必要とする可能性が高い。

## 2.3 アフマディー教徒は、効果的な保護を求めることができるか?

2.3.1 一般に「反アフマディー法」として知られるパキスタン法は、アフマディー教徒が



その信仰を公然と実践することができる方法を制限している（国別情報における冒流法及びアフマディー教徒の項を参照されたい）。

2.3.2 帰還した際に、パキスタン刑法における制約を無視して公然とその信仰を実践するだろうという理由で、申請者がパキスタン当局から危害を加えられるリスクに晒されている場合、その申請者は保護を受けるためにこうした当局を利用できないと考えられる。

2.3.3 申請者が非国家主体から危害を加えられるリスクに晒されている場合、決定権者は報告されているAW（保護の十分性）パキスタン [2011年] UKUT 31 (IAC)（2011年1月26日付）事案の判決に留意すべきである。すなわち、同判決では、「国家の保護が制度的に十分であったとしても、パキスタン当局が申請者に恐怖心を起こさせるような申請者特有の環境について承知している又は承知しているはずであるにもかかわらず、その特別の環境によって合理的に考えて必要となる追加の保護を提供する可能性が低い場合、その申請者は迫害を受ける十分な恐れを依然として有している可能性がある」と判示している。

2.3.4 したがって、決定権者は、申請者の特別な環境及び人物像を踏まえて効果的な保護が利用可能かどうかについて評価しなければならない。過去に迫害を受けた事実や効果的な保護を欠いていた状況は、将来効果的な保護を受けることができないことを示している可能性がある。また、例えば申請者が冒流罪に問われた場合など、パキスタン当局が効果的な保護を提供することを嫌う又は提供することができない場合もある。さらに、パキスタン当局が社会的虐待の責任を負っている者を捜査、逮捕又は訴追しなかった、あるいは宗教的な動機に基づく暴力の被害者を保護しなかったと報じられている事例もある（国別情報におけるアフマディー教徒に対する暴力及び差別の項を参照されたい）。

国家による保護の有効性に関する詳細情報については、「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」を参照されたい。

## 2.4 アフマディー教徒は、パキスタン内で国内移動することができるか？

2.4.1 申請者がパキスタン当局から迫害を受ける恐怖に晒されている場合、「MN及びその他当事者」事案では、反アフマディー法がパキスタン全土に適用される状況に照らし、以前は移り住む地がラブワー（Rabwah）である場合は可能であると考えられていた国内移動は一般に、パキスタン刑法における制約を無視して、パキスタンにおいて公然と自己の信仰を実践し、表明することを心から願う申請者が合理的に考えて取り得る選択肢ではない、と判示された（パラグラフ7）。

2.4.2 アフマディー教徒が地元で非国家主体から敵対行為を受ける恐れがある場合、この

アフマディー教徒はパキスタン国内の他所に移動することによってこの被害を避けることができるものの、あくまでこのリスクがその新たな地に存在しておらず、かつ、このアフマディー教徒に国内移動を期待することが不当に過酷ではない場合に限られる。このような場合、決定権者は個々の申請者を巡る特有の状況を十分考慮した上で、ケースバイケースで国内移動の関係性及び合理性を検討する必要がある。検討すべき要因としては、提案されている居住地まで申請者を突き止めていく迫害者の能力、その居住地で効果的な保護が提供される可能性などが挙げられる。また、決定権者は、申請者の年齢、性別、資金状況、支援ネットワークの他、提案されている居住地の安全性、人権及び社会経済的状況（申請者の自活能力を含む）を検討する必要がある。

国内移動に関する詳細情報については、「[国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報](#)」を参照されたい。また、[信憑性及び難民地位に関する庇護指針](#)も参照されたい。

[目次へ戻る](#)

### 3. 政策の要約

- パキスタンの法律は、アフマディー教徒が公然と自己の信仰を実践することができる方法を制限している。このこと自体は迫害に相当しない。
- 国内法により課せられている制限を超えて公然と自己の信仰を実践しているアフマディー教徒は、冒涇法に基づき迫害を受ける可能性が高い。これは迫害に相当する。
- パキスタンのアフマディー教徒の中には、非国家主体による差別及び攻撃に晒されており、かつ、効果的な国家保護を当局に求めることができない人々がいる。
- パキスタンで公然と自己の信仰を実践し、表明することを願うアフマディー教徒にとって、国内移動は一般的に利用することができない。
- 非国家主体から迫害を受ける恐怖に晒されている場合、国内移動が選択肢となり得る。
- 申請が却下されようとしている場合、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

庇護申請にかかる決定に関する詳細情報については、[信憑性及び難民地位に関する庇護指針](#)、[人道的保護に関する庇護指針](#)及び[裁量的在留に関する庇護指針](#)を参照されたい。

証明に関する詳細情報については、[上訴非猶予（Non-Suspensive Appeal）に関する庇護指針：2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づく証明](#)を参照されたい。

[目次へ戻る](#)

## 第2章: 情報

更新日: 2015年1月6日

### 1. 概観

#### 1.1 信教の自由に関する法律

1.1.1 信教の自由は、憲法及びその他の法律や政策によって制限されている。この多くはパキスタン政府が執行している。イスラム教は国教であり、法律はイスラム教に一致していなければならない。信教の自由は、特に宗教的少数派に関して、制限されている。冒涇法及びその他の差別法に基づく虐待が継続しており、政府はこうした事件を防止するため、あるいは虐待を防止する目的で法律を改定するための効果的な措置をほとんど講じてこなかった。また、宗教的少数派又は宗教的寛容を推進する人々を攻撃した犯人を捜査又は訴追するための対策も十分でなかった<sup>1</sup>。

冒涇法も参照されたい。

#### 1.2 宗教人口

1.2.1 パキスタン人口のおよそ95パーセントがイスラム教徒とみなされている。スンニ派は全人口のおよそ75パーセントを占めており、シーア派は20パーセントである<sup>2</sup>。2010年時点では、スンニ派が85～90パーセント、シーア派が10～15パーセントと推定していた<sup>3</sup>。全人口の残りの5パーセントは、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒及びアフマディー教徒を含むその他の少数派が占めている<sup>4</sup>。アフマディー教徒は自らをイスラム教徒と考えているが、法律はアフマディー教徒がイスラム教徒と称することを禁じている<sup>5</sup>。ヒンドゥー教徒及びキリスト教徒は、パキスタンにおいて最大の非イスラム教徒少数派である。また、パキス

---

<sup>1</sup> 米国国務省: <http://www.state.gov/>, 「国際的な信教の自由に関する2013年報告書: エグゼクティブ・サマリー」 (2014年7月28日付)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339> (アクセス日: 2014年11月19日)

<sup>2</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書: パキスタン (11頁)」 (2013年11月29日付)

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf> (アクセス日: 2014年1月22日)

<sup>3</sup> CIA (米国中央情報局): <https://www.cia.gov/index.html>, 「ワールド・ファクトブック: パキスタン—国民及び社会」 (最新更新日: 2014年1月14日)

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/pk.html> (アクセス日: 2014年1月27日)

<sup>4</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書: パキスタン (11頁)」 (2013年11月29日付)

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf> (アクセス日: 2014年1月22日)

<sup>5</sup> 米国国務省: <http://www.state.gov/>, 「国際的な信教の自由に関する2013年報告書: セクションI」 (2014年7月28日付) <http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339> (アクセス日: 2014年11月19日)

タンには、シーク教徒、バハイ教徒、パルシー教徒/ゾロアスター教徒及び仏教徒など他の少数派もいる<sup>6</sup>。この他にも、カラーシャ（Kalasha）、Kihals及びJains等の宗教集団が存在している<sup>7</sup>。

### 1.3 日常生活

1.3.1 オーストリア連邦庇護事務所（Austrian Federal Asylum Agency）は、特に宗教的少数派に焦点を合わせた調査を実施するため、2013年3月8日から16日にかけてパキスタンへ事実調査代表団を派遣した。この報告書の内容は、調査中に行ったインタビューや会談に基づいている。

エグゼクティブ・サマリーには、次のように記述されている。

「端的に言えば、インタビューの結果、宗教が共存する日常生活は、比較的平穏であると言えるが、緊張関係は存在している。それでも、イスラム主流派がその宗教的感情を侮辱されたと考えるとき、雰囲気は興奮状態に陥るおそれがある。1990年代以降、冒涇罪で告発されたことが引き金となって、キリスト教共同体が広範囲に渡って略奪される事件が、寛大な考えを持つ人々が住むパンジャブ州で3度発生した。このような稀にしか起こらない極端な形態の宗教間暴力は別にして、少数派の墓地や礼拝所を破壊するなど「軽微な」暴力行為はより頻繁に発生している。警察は、暴力事案をおざなりにしか捜査せず、介入することはほとんどない。ただし、デモ行進など特別な行事の場合は、警察の保護がある<sup>8</sup>。」

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

1.3.2 教育面、医療面及び行政面において、宗教的少数派に対する経済的及び社会的な差別や不平等が日常的に見られる。こうした現象は、貧困や凝り固まった偏見に起因する場合が多い。異信仰間の婚姻は一般的に行われている。イスラム教徒の男性とキリスト教徒の女性の結婚は、通常支障なく認められる<sup>9</sup>。ただし、その逆、すなわち、キリスト教徒の

---

<sup>6</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書：パキスタン（11頁）」（2013年11月29日付）

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf>（アクセス日：2014年1月22日）

<sup>7</sup> 米国国務省：<http://www.state.gov/>, 「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションI」（2014年7月28日付）<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>8</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告ーパキスタン：宗教的少数派（36頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

<sup>9</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告ーパキスタン：宗教的少数派（52頁）」（2013年

男性とイスラム教徒の女性の結婚は法律に違反する<sup>10</sup>。国内調和省の秘書官（Secretary in the National Ministry for Harmony）は、国家の全部局を対象として少数派に5パーセントクォータ（割当率）を適用していることを例に挙げて、法律及び憲法が少数派を差別していないと述べた。ただし、このクォータはまだ実現されないままであることを認めた<sup>11</sup>。

1.3.3 国際的な信教の自由に関する米国委員会（US Commission on International Religious Freedom, USCIRF）は、その宗教的暴力に関するプロジェクト（Religious Violence Project）についての報告を行った。USCIRFは、同プロジェクトにおいて、パキスタンで過去30か月に亘って報道された宗教的コミュニティに対する攻撃を追跡した。USCIRF は、2014年8月付のファクトシートで、同プロジェクトを実施した結果、以下の状況が明らかになったとコメントした。

「... 宗教に根差した暴力は存在し続け、パキスタン政府の対応は、連邦、州、地域いずれのレベルにおいても全くあるいはほとんど効果がなかった。こうした攻撃は、パキスタン全土が直面する一般の暴力事件に紛れて発生しているものの、信教の自由に関する環境は全体的に悪化し続けている。例えば、昨年は、冒涇と考えられる行為によって死刑を宣告された個人が数名いた。政府は、宗教的集団に対する攻撃に関して、加害者に責任を負わせる又は弱者を保護するための措置を講じなかった。例えば、イスラム教シーア派に対して度重なる襲撃を行った実行犯のテロリスト組織Lashkar-i-Jhangviの首謀者であるMalik Ishaqは、2014年5月に釈放された。また、Rashid Rehmanは 殺害される前の数週間に亘って脅迫されていたが、政府は保護を提供せず、その脅迫を捜査することもなかったし、あるいはそうすることを嫌がった。現在、無実の者に対する暴力を助長している虐待的な冒涇法及び反アフマディー法の改革又は廃止に加え、基本法の執行が必要とされている<sup>12</sup>。」

1.3.4 ファクトシートは、「パキスタンにおける宗教的コミュニティを標的とした暴力に関する統計－対象期間：2013年7月～2014年6月<sup>13</sup>」を提供している。

---

6月)

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf) (アクセス日：2014年1月27日)、英語翻訳版あり

<sup>10</sup> FCO（外務・英連邦省）「書簡－パキスタンにおけるキリスト教徒」（2013年12月16日付）

<sup>11</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告－パキスタン：宗教的少数派（51頁）」（2013年6月付）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf) (アクセス日：2014年1月27日)、英語翻訳版あり

<sup>12</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会「ファクトシート－パキスタン（2頁）」（2014年8月）

<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/Pakistan%20Factsheet.pdf> (アクセス日：2014年12月3日)

<sup>13</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会「ファクトシート－パキスタン（3～31頁）」（2014年8月）  
<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/Pakistan%20Factsheet.pdf> (アクセス日：2014年12月3日)



1.3.5 2014年10月、パキスタン平和調査研究所（Pakistan Institute for Peace Studies, PIPS）はシンド（Sindh）州、パンジャーブ州、カイバル・パクトUNKワ（Khyber Pakhtunkhwa）州及び バロチスタン（Balochistan）州に所在するキリスト教徒、ヒンドゥー教徒、バハイ教徒及びシーク教徒の各コミュニティに属する327人から回答が得られた全国調査に基づく報告書を提出した。この調査によって以下が明らかになった。「少数派に対する差別は全体的な不平等と政府の無関心に関係している。この調査で反復されているテーマの一つは、暴力、威嚇及び不寛容に対して国家が効果的な保護を提供していない状況について、少数派が根強く苦情を訴えていることを明らかにしている。また、この調査によって、大半の回答者は、自己の教義に身を投じているものの、他の宗教集団と融和し、平和的に生活ができるが、パキスタン全土の治安状況が全体的に悪化していることによって恐怖を感じていることがわかった。しかしながら、4州の回答者の大多数は、自分たちがより大きな社会的及び文化的主流派の一部ではないことも確信している。相当数の回答者は、他の宗教の信者とともに文化的及び宗教的行事に自由に参加することができ、また、他の信者との間で互いに訪問し合う、と発言しているにもにもかかわらず、この思いがある。なお、大半の回答者は、他の宗教の信者とビジネスその他の取引を行う上で、何の問題も経験していない<sup>14</sup>。」

1.3.6 2014年12月23日、パキスタンの主要メディアであるドーン（Dawn）は、ナワーズ・シャリーフ（Nawaz Sharif）首相が、イスラマバードで行われた会議で国内のテロリズムに関して発言している中で、「パキスタンの全国民は、その宗教、教派又は社会階層を問わず、国家によって保護され、」また「国民の生命と財産を保護することほど神聖な大義はない」と語った、と伝えた<sup>15</sup>。

[目次へ戻る](#)

## 2. 冒涇法

### 2.1 パキスタン刑法における冒涇法の条項

#### 2.1.1 冒涇法の要約と同法に違反した場合の刑罰を下表に記載する<sup>16</sup>。

---

<sup>14</sup> パキスタン平和調査研究所「パキスタンにおける少数派の権利－歴史的軽視又は国家の複雑性？（エグゼクティブ・サマリー）」（2014年10月）

<http://san-pips.com/download.php?f=257.pdf>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>15</sup> ドーン「国家は、宗教、教派、社会階層を問わず全市民を保護する：ナワーズ（Nawaz）首相が語る」（2014年12月23日付），

<http://www.dawn.com/news/1152671>（アクセス日：2015年1月6日）

<sup>16</sup> 英国議会人権擁護グループ「ラブワ－：殉教者のための地？－セクション2.3（10頁）」（2007年1月）  
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html>（アクセス日：2014年1月24日）

| パキスタン刑法 | 犯罪行為                                                                                   | 刑罰                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 第298条a項 | 宗教上高位にある人物について侮辱的な発言等を行うこと                                                             | 3年の懲役もしくは罰金又はその両方    |
| 第298条b項 | アフマディー教徒が、宗教上高位にある特定の人物又は聖地に与えられた敬称、表現、肩書等を誤用すること                                      | 3年の懲役及び罰金            |
| 第298条c項 | アフマディー教徒が、自らをイスラム教徒であると称すること、又は自らの教義を説くもしくは広めること、又はイスラム教徒の宗教的な感情を踏みにじること、又はイスラム教徒を装うこと | 3年の懲役及び罰金            |
| 第295条   | 宗教の如何を問わず、他者の宗教を侮辱する意図をもって、礼拝所を滅失させること又はその神聖さを汚すこと                                     | 2年以下の懲役もしくは罰金又はその両方  |
| 第295条a項 | 宗教の如何を問わず、他者の宗教もしくは宗教的信条を侮辱することを通じて、その者の宗教的な感情を踏みにじることを意図した故意及び悪意のある行為                 | 10年以下の懲役もしくは罰金又はその両方 |
| 第295条b項 | 聖書コーランの神聖さを汚す等の行為                                                                      | 無期懲役                 |
| 第295条c項 | 聖なる預言者について侮辱的な発言等を行うこと                                                                 | 死刑及び罰金               |

2.1.2 パキスタン刑法も参照されたい。

## 2.2 実際の適用

2.2.1 非営利の国際人権組織であるヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch, HRW) は、「虐待的な冒涇法の下で、しばしば個人間の紛争を解決するため、宗教的少数派に対して同法を濫用する動きが横行している。2013年には、数十人が冒涇法違反で告発された。また、本文書執筆時点 (2014年1月) では、少なくとも16人の人々が冒涇法違反による死刑囚として収監されたままになっている他、20人が終身刑に服していた。」と報告

した<sup>17</sup>。

2.2.2 バチカンの通信社である「フィデス通信社 (Agenzia Fides) は次のように報道している。

「パキスタンのNGOネットワーク「Awaz-e-Haq Itihad」(AHI)が収集し、フィデス通信社に送ったデータによると、1987年から2014年10月までの間に、1,438人の人々が冒涇罪に問われた。このデータから、パキスタン人口のわずか4%未満しか構成していない宗教的少数派が、冒涇罪で告発された人々のおよそ50%も占めていることが明らかになった(アフマディー教徒501人、キリスト教徒182人、ヒンドゥー教徒26人となっている。また、被告人10人の宗教は確認することができなかった)。1990年以降冒涇法の告訴に関連して殺害された60人の人々の内、32人は宗教的少数派であり、28人はイスラム教徒であった。合計で20人が警察により拘留されている間に襲撃されたか、警察官に殺害された他、19人が暴徒に襲われて殺害された<sup>18</sup>。」

2.2.3 また、国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) の2014年年次報告書は、次のように記述している。

冒涇法は「宗教的少数コミュニティや異端派のイスラム教徒を標的としており、こうした人々は収監される場合が多い、報告期間中、Muhammad Asgharは死刑を宣告され、Sajjad Masihは終身刑を言い渡された。また、報告期間後となる2014年3月、パキスタン裁判所は、冒涇罪の罪でSawah Masihに死刑を宣告した。2013年4月、Younis Masihの冒涇罪はラホール州高等裁判所 (Lahore high court) によって覆され、彼は9年間収監された後によりやく釈放された。全体として見れば、USCIRFは、少なくとも17人が死刑囚として収監されているほか、19人が終身刑に服していることを認識している。その他多くの人々が告発され、裁判を待っている状況である<sup>19</sup>。」

---

<sup>17</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ : <http://www.hrw.org/>, 「2014年ワールド・レポート- パキスタン : 宗教的少数派」 (2014年1月21日付)

<http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/pakistan> (アクセス日 : 2014年1月21日)

<sup>18</sup> フィデス通信社「アジア/パキスタン-パキスタンにおける冒涇-被害者に関するデータ : 誰がこの苦しみのすべてを償うのか?」 (2014年11月14日付)

<http://www.fides.org/en/news/36763->

[ASIA PAKISTAN Blasphemy in Pakistan data on victims who will pay off all the suffering#.VGyNJYH6\\_ct](#) (アクセス日 : 2014年11月19日)

<sup>19</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会 : <http://www.uscifr.gov/>, 「2014年年次報告書 (76頁)」 (2014年4月)

<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/USCIRF%202014%20Annual%20Report%20PDF.pdf> (アクセス日 : 2014年5月6日)



2.2.4 パキスタンの連邦シャリーア裁判所 (Federal Shariat Court, FSC) は2013年12月4日、パキスタン政府に冒瀆法を改正し、冒瀆に関して死刑を唯一の合法的処罰形態とするよう求める命令を下した。本報告書を執筆している時点において、政府はこのFSCの命令を実行に移すための行動を一切取っていなかった<sup>20</sup>。

2.2.5 国際的な信教の自由に関する米国委員会の2013年年次報告書は、次のように記述している。

「虚偽であることが多い冒瀆罪の告発によって、キリスト教徒、アフマディー教徒、ヒンドゥー教徒、宗教的少数派及びイスラム教主流派コミュニティの教徒が長期間勾留されるあるいは暴力の被害者となる事態を生んだ。報告されているところによれば、冒瀆法は国民1人当たりで見ると宗教的少数派の信仰により大きな影響を及ぼしているものの、同法の条項に基づき提起される訴訟は、他の信仰集団よりもイスラム教徒に対するものが多い。これまで冒瀆法の下で処刑された者はいないが、冒瀆法は、告発された個人を社会集団が殺害するというヴィジランティズム（自警主義）の風潮を生み出した<sup>21</sup>。」

2.2.6 米国国務省 (U.S Department of State, USSD) は、その「国際的な信教の自由 (International Religious Freedom) に関する2013年報告書 (IRF報告書)」の中で、次のように報告している。

「2013年を通じて、メディアとNGOは、政府当局による宗教的少数派の殺害及び拷問を報告した。パキスタンのキリスト教系NGOである「法律扶助支援・定住センター (Center for Legal Aid Assistance and Settlement, CLAAS) は6月10日、警察がラホール州のシャラクプール・シャリーフ (Sharakpur Sharif) 警察署で18歳のキリスト教徒であるAdnan Masihを拷問して死に至らしめた、と報告した... 独立した非政府機関であるアジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission) は7月、Masihの死亡に関して警察内部で調査が行われた結果、3人の警察官は責任を一切問われなかった、と報告した<sup>22</sup>。USSDの2012年IRF

---

<sup>20</sup> 国際キリスト教コンサーン (International Christian Concern) 「論議的となっている冒瀆法を『改正』し、死刑を唯一の処罰形態にしようとしているパキスタン」 (2014年1月6日)

<http://www.persecution.org/2014/01/06/pakistans-deadly-reform-to-controversial-blasphemy-laws/> (アクセス日：2014年1月27日)

<sup>21</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会：<http://www.uscirtf.gov/>, 「2013年年次報告書 (125頁)」 (2013年4月)

<http://www.uscirtf.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf> (アクセス日：2014年1月27日)

<sup>22</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する 2013 年報告書：セクション I」 (2014 年 7 月 28 日付) <http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dlid=222339> (アクセス日：

報告書は、「非イスラム教徒の受刑者は一般にイスラム教徒の受刑者よりも粗末な施設に収容された。NGOのライフ・フォー・オール（Life for All）が2011年10月に行った調査によると、冒流法違反を問われた受刑者は、その他の罪で告発された者とは異なる扱いを受けた。冒流罪による受刑者の多くは、他の受刑者から、場合によっては刑務官からの脅威を理由として、独房に収監されていた」と記述している<sup>23</sup>。

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

2.2.7 大半の冒流罪に関する訴訟は、そのほとんどがイスラム教徒に対して提起されているものの、告発された人々の中で高い比率を占めているのはキリスト教徒である。冒流罪訴訟の大半は、キリスト教徒の人口が多いパンジャブ州で発生している<sup>24</sup>。

2.2.8 米国国務省の2013年IRF報告書は、次のように記述している。

「オブザーバーは、人々が、個人的な恨みを晴らすため、隣人、同僚又は仕事仲間に対して冒流罪訴訟を提起することが多い、と語った。冒流法は上級警察官に対し、訴訟が提起される前にその冒流罪を調査することを義務付けているが、これが均質的に行われることがなかった。裁判制度の中で冒流罪訴訟の審理が進められていく中、下級裁判所がしばしば基本的な証拠基準を遵守しないことによって、有罪判決を受けた者の中には、その後、上級裁判所が下級裁判所の判決を覆し、証拠不十分でその者を釈放するよう命じるまで、長年に亘って収監される受刑者もいた。下級裁判所は、暴力的な過激主義者の脅威が感じられる雰囲気の中で審理手続きを行うため、報復を恐れるあまり、被告を保釈せず、また、被告に無罪判決を言い渡すこともないのが普通であった。過激主義者との対決又は過激主義者からの暴力を避けるため、裁判官や治安判事はしばしば裁判を遅延させ、また、無期限に裁判を継続した<sup>25</sup>。」

2.2.9 国際的な信教の自由に関する米国委員会の2014年年次報告書は、次のように説明している。

パキスタンの冒流法は、「...訴えがなされた後で意図を確認するための裏付け又は証拠の提出を義務付けておらず、また、虚偽の訴えに対する刑罰も規定していない。さらに、冒流

---

2014年11月19日)

<sup>23</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2012年報告書：セクションII」

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208438>（アクセス日：2014年11月18日）

<sup>24</sup> FCO「書簡ーパキスタンにおけるキリスト教徒」（2013年12月16日付）

<sup>25</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

法は、違反に相当する行為に関して明確な指針を提供していないため、告訴人は宗教に関して本人の個人的解釈を適用することができるようになっている。2013年9月、イスラム教イデオロギー協議会（Council of Islamic Ideology）は、冒流法に関して濫用又は詐欺という事態が生じた場合、パキスタン刑法の他の条項で有罪にすることができ得るとして、冒流法を改正して訴訟手続き上の保護に関する規定を追加する考えに反対する助言を行った<sup>26</sup>。」

2.2.10 国際的な信教の自由に関する米国委員会の2013年年次報告書は、次のように追記している。

「加えて、冒流法違反者は、裁判権内にあることから、警察は訴訟提起を行うことができ、また逮捕状なしで逮捕することもできる。さらに、冒流罪は、裁判外解決（和解など）が認められない区分に該当する示談不可罪である。したがって、訴訟が一旦提起されれば、その事案を却下するのは困難であり、告訴人は簡単に訴訟を取り下げることができない。事案が登録され、裁判所の審理日程が組まれた後は、過激派がしばしば裁判所に詰めかけ、無罪判決が言い渡されれば暴力に訴えるという脅しを公然と行う。訴えられた冒流罪事案の訴追を拒否した弁護士又は訴えられた者を防御する弁護士だけでなく、無罪判決を言い渡す裁判官も、嫌がらせを受け、脅迫され、暴力を受けることにもなった<sup>27</sup>。」2014年5月、冒流罪で告発された大学講師を防御する弁護士がムルタン（Multan）で射殺された<sup>28</sup>。

2.2.11 独立した非政府組織の「パキスタン人権委員会（Human Rights Commission of Pakistan, HRCP）とパキスタン国内のキリスト教系人権団体「全国正義と平和委員会（National Commission for Justice and Peace Commission, NCJP）」は次のように伝えている。

「パキスタン刑法第295条b項及び第295条a項に基づく事案の場合、裁判前の保釈は通常認められる。第295条c項（預言者の侮辱）に違反する罪の場合、保釈は一般に認められていない。保釈はまた、第298条（反アフマディー法）に基づく事案の場合も頻繁に認められる。上記事案については、裁判で有罪判決となることが多いが、通常、上位裁判所で覆される。全体で見れば、無罪判決となる又は取り下げられる訴訟の数が有罪判決となる訴訟の数よりも多い。冒流罪又は反アフマディー法違反により収監されている者はごくわずかである。

---

<sup>26</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会：<http://www.uscifr.gov/>、「2014年年次報告書（77頁）」（2014年4月）<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/USCIRF%202014%20Annual%20Report%20PDF.pdf>（アクセス日：2014年5月6日）

<sup>27</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会「2013年年次報告書（9頁）」（2013年4月）<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>28</sup> BBCニュース「パキスタンの『冒流法弁護士』がムルトンの事務所で射殺される」（2014年5月7日付）<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-27319433>（アクセス日：2014年11月19日）

その理由の一つは、これらの訴訟提起は事実に基づいておらず、個人間の紛争によって行われる場合が大半だからである<sup>29</sup>。」

2.2.12 2人の著名なパキスタン政治家、パンジャブ州知事のSalman Taseerと連邦政府少数派問題相（Federal Minister for Minorities Affairs）のShahbaz Bhattiは、パキスタンの冒涇法に反対したため、2011年初めに暗殺された<sup>30</sup>。国際NGOの「クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイド（Christian Solidarity Worldwide）」は、「連邦政府少数派問題相のShahbaz Bhattiを暗殺したとして告発された4人の過激派に対する訴訟に関与している複数の重要な人物がイスラム過激派集団（「パキスタンのタリバン運動 [Tehreek-e-Taliban Pakistan, TTP]」と「ラシュカレ・ジャングビ[Lashkar-e-Jhangvi, LeJ]」）から殺害の脅迫を受けているという深く憂慮される報告を受領した」と報告している<sup>31</sup>。

2.2.13 NCJPは、冒涇罪の事案について次のように述べている。

「NCJPとしては、煽りたてられた暴徒によってリンチを受ける恐れが存在しているため、被告は裁判が行われている間、勾留されたままにいる方がよい。また、たとえ無罪判決を得た場合であっても、被害者は釈放された後に安全な場所で社会復帰や更生を目指す必要がある。NCJPは、再定住に関する企画と支援を行っている。これには高い費用がかかる。再定住に関する国家の制約はない。あまり知られていない事案の場合は、パキスタンにおける再定住が可能であるものの、人目を引く事案の場合、再定住はできない<sup>32</sup>。」

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

---

<sup>29</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告ーパキスタン：宗教的少数派（49頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

<sup>30</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会「2013年年次報告書（6頁）」（2013年4月）

<http://www.uscirt.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>31</sup> クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイド「パキスタン：過激派が Shahbaz Bhatti 暗殺事件訴訟における重要な人物に殺害の脅迫を加える」（2014年2月11日付）

<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=1642>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>32</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告ーパキスタン：宗教的少数派（50頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

2.2.14 冒涇罪で告発された人々のための支援機関はない。NCJPは、法律扶助機関として機能しており、8か所にある地方事務所で、全ての宗教の信徒に支援を提供している。ただし、NCJPの顧客は、大半がキリスト教徒である<sup>33</sup>。

[目次へ戻る](#)

### 3. アフマディー教徒（アフマディーヤ）

#### 3.1 背景

3.1.1 アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティのウェブサイト「アル・イスラム（Al Islam）」は、アフマディー教の概要を説明していた<sup>34</sup>。また、ウェブサイト「[イスラム教におけるラホール・アフマディーヤ運動（Lahore Ahmadiyya Movement in Islam）](#)」は、同集団に関する情報を提供している<sup>35</sup>他、[アフマディーヤ運動の2つの教派（ラホール集団（Lahore group）及びカーディヤーン派（Qadian branch））の信条に関する比較研究](#)を行っている<sup>36</sup>。

3.1.2 パキスタンにおけるアフマディー教徒人口の推計値は、50万人<sup>37</sup>から400万人<sup>38</sup>に至るまで大きな幅がある。アフマディー教のパキスタンにおける本部は、ラブワー（チェナブ・ナガー（Chenab Nagar）に改名）に置かれている。2010年報告<sup>39</sup>によると、ラブワー

---

<sup>33</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告－パキスタン：宗教的少数派（50頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

<sup>34</sup> アル・イスラム：<http://www.alislam.org/>、「アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティ概観」（日付なし）

<http://www.alislam.org/introduction/index.html>（アクセス日：2014年1月27日）

<sup>35</sup> イスラム教におけるラホール・アフマディーヤ運動：<http://aaiil.org/index.shtml>、「アフマディーヤト」（日付なし）

<http://aaiil.org/ahmadiyyat.shtml>（アクセス日：2014年1月27日）

<sup>36</sup> イスラム教におけるラホール・アフマディーヤ運動「アフマディーヤ運動の2つの教派の信条に関する比較研究（ラホール集団対カーディヤーン集団）」（日付なし）

<http://aaiil.org/text/qadi/intro/cmprsn.shtml>（アクセス日：2014年1月27日）

<sup>37</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書：パキスタン（12頁）」（2013年11月29日付）

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf>（アクセス日：2014年1月22日）

<sup>38</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会：<http://www.uscirf.gov/>、「2013年年次報告書（119頁）」（2013年4月）

<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf>（アクセス日：2014年1月27日）

<sup>39</sup> アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティの迫害（Persecution of the Ahmadiyya Muslim



の95パーセント以上がアフマディー教徒であった。2007年報告で提供された公式政府数値に基づけば、ラブワーは、およそ7万人のアフマディー教徒人口を抱えていた<sup>40</sup>。

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

3.1.3 アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティは、英国に本部を置いている<sup>41</sup>。英国におけるニュースや出来事、アフマディー教のモスクについては、ウェブサイト「英国におけるアフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティ (Ahmadi Muslim Community in the UK)」を参照されたい<sup>42</sup>。

3.1.4 豪州外務貿易省 (Department of Foreign Affairs and Trade, DFAT) のパキスタンに関する報告によると、一般に名前だけでアフマディー教徒を識別することは不可能である<sup>43</sup>。ラブワーに住所を有する者はアフマディー教徒であると推定することができるだろう<sup>44</sup>。

## 3.2 アフマディー教徒を差別する法律

3.2.1 通常「反アフマディー法」と呼ばれているパキスタン刑法第298条b号及び第298条c号に基づき、アフマディー教徒は法律上、自らをイスラム教徒であると称すること、自らの教義をイスラム教と呼ぶこと、自らの宗教的信条を説くもしくは広めること、他者にはアフマディーヤの教えを受け入れるよう勧誘すること、イスラム教徒の宗教的感情を侮辱すること、自分たちの礼拝所を「モスク」と呼ぶこと、非アフマディー教徒のモスクもしくは

---

Community) : <http://www.persecutionofahmadis.org/>, 「2010年中に行われたパキスタンのアフマディー教徒に対する迫害ー要約 (4頁及び65頁)」 (2010年12月31日付)

<http://www.persecutionofahmadis.org/wp-content/uploads/2010/03/Annual-News-Report-2010.pdf> (アクセス日: 2014年1月27日)

<sup>40</sup> 英国議会人権擁護グループ「ラブワー：殉教者のための地?ーセクション1 (2頁)」 (2007年1月)  
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html> (アクセス日: 2014年1月24日)

<sup>41</sup> アル・イスラム: <http://www.alislam.org/>, 「アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティー概観」 (日付なし)

<http://www.alislam.org/introduction/index.html> (アクセス日: 2014年3月3日)

<sup>42</sup> 英国におけるアフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティ: <http://www.ahmadiyya.org.uk/> (アクセス日: 2014年3月3日)

<sup>43</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書: パキスタン (12頁)」 (2013年11月29日付)

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf> (アクセス日: 2014年1月22日)

<sup>44</sup> 英国議会人権擁護グループ「ラブワー：殉教者のための地?ーセクション4.1 (20頁)」 (2007年1月)  
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html> (アクセス日: 2014年2月21日)

は公共の礼拝施設で礼拝を行うこと、イスラムの祈りの呼び掛けを行うこと、公の場でイスラム式の伝統的な挨拶を交わすこと、公の場で聖書コーランの一節を引用すること、又はイスラムの教義を基本的に肯定する意思を表に出すことを禁じられている。これらの条項に違反した場合、3年以下の懲役及び罰金が科される<sup>45</sup>。アフマディー教徒は、新たな礼拝所を建設すること、公的な会議又はその他の集会を開催すること、及びハッジ (hajj) など巡礼を目的としてサウジアラビアへ渡航することを制限されている<sup>46</sup>。

3.2.2 アフマディー教徒の指導者たちは、政府がその信仰を根拠としてアフマディー教徒を追い詰めていくために刑法を利用することに対して、懸念を表明した。指導者たちは、「反アフマディー法」がアフマディー教徒を標的にし、アフマディー教徒に嫌がらせをするために利用されており、政府は頻繁にアフマディー教徒を、冒涇罪、「反アフマディー法」違反、又はその他の犯罪で告発している、と訴えた。アフマディー教徒が直接、間接を問わず、自らをイスラム教徒と称することを禁じる条項が曖昧な表現となっているため、政府職員は、標準的なイスラムの挨拶を交わしたあるいは自分たちの子どもにムハンマド (Muhammad) という名前を付けたという理由で、アフマディー教徒コミュニティのメンバーに対して訴訟提起を行うことができた<sup>47</sup>。

冒涇法を参照されたい。

[目次へ戻る](#)

### 3.3 パスポート及び身分証明書

3.3.1 パキスタンでは、パスポートに所有者本人の宗派が記載され、また身分証明書に宗派の記載を義務付けられている。身分証明書は投票の際に必要な。パスポート又は身分証明書の発行を申請する際、イスラム教徒として登録されることを希望する者は、アフマディー教の創始者を非難する宣言書に署名しなければならない。この義務によって、アフマディー教徒は事実上、法的書類を入手することができず、また、投票権を含む市民権を享受するために自らの信条を否定しなければならないという圧力をかけられている<sup>48</sup>。し

---

<sup>45</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dlid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>46</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dlid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>47</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dlid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>48</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dlid=222339>（アクセス日：



かしながら、パスポートの発行を申請する際に宣言書への署名を拒否した者も、パスポートを受取ることができたと報告されている<sup>49</sup>。「アフマディー教」という言葉がパスポートの2頁目に印刷されている<sup>50</sup>。パスポートに記載された宗教をイスラム教から他の宗教に変えることは禁じられている<sup>51</sup>。この要件は、特にアフマディー教徒に負の影響を及ぼし、アフマディー教徒がハッジその他のイスラム教巡礼に参加するのを事実上禁じる効果を有していた。また、この要件は、国内避難民に対する現金支援に対しても影響を及ぼしている<sup>52</sup>。

「国別情報及びガイダンスーパキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

[目次へ戻る](#)

### 3.4 アフマディー教徒に対する暴力及び差別

3.4.1 国際的な信教の自由に関する米国委員会は、「反アフマディー法などパキスタンの抑圧的な冒涇法及び宗教上差別的なその他の法律によって、暴力的な過激思想と自警主義の風潮が形成された。パキスタン当局は、一貫した形では犯罪者を裁きにかけておらず、また、暴力に訴える社会集団に対して措置を講じなかった」と報告した<sup>53</sup>。DFAT は、11月に公表した2013年報告書において、パキスタンにおけるアフマディー教徒コミュニティに対して甚だしいレベルの差別的慣行や公式な差別が行われていた、と評価した。また、パキスタンに関するDFATの報告書は次のように追記している。

「アフマディー・コミュニティは、次のように報告した。『パキスタン当局は、アフマディー教徒の24の礼拝所を取り壊し、29の礼拝所を封鎖し、新たな礼拝所の建設を禁止した。加えて、13の礼拝所が暴徒によって放火され、16の礼拝所が力づくで占拠された。また、アフマディー教徒の墓の神聖が汚され、死体は墓地から掘り出されてしまったと伝えられている。さらに、アフマディー教徒の出版の差し止め及び学校や大学からのアフマデ

---

2014年11月19日)

<sup>49</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会: <http://www.uscirtf.gov/>, 「2013年年次報告書(127頁)」(2013年4月) <http://www.uscirtf.gov/sites/default/files/USCIRF%202014%20Annual%20Report%20PDF.pdf>

(アクセス日: 2014年1月27日)

<sup>50</sup> 外務・英連邦省 (FCO) 「パキスタンの英国大使館 (イスラマバード) からの書簡」 (2011年1月20日付)

<sup>51</sup> FCO 「書簡ーパキスタンにおけるキリスト教徒」 (2013年12月16日付)

<sup>52</sup> 国連高等弁務官事務所 (UNHCR) 「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン (HCR/EG/PAK/12/02) 23頁」 (2012年5月14日付)

<http://www.refworld.org/docid/4fb0ec662.html> (アクセス日: 2014年12月15日)

<sup>53</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会 「2013年年次報告書: パキスタン (2頁)」 (2013年4月)

<http://www.uscirtf.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf> (アクセス日: 2014年12月15日)

イー教徒学生の締め出しなどアフマディー教徒コミュニティに対する嫌がらせ行為に関する報告や特定されない犯罪でアフマディー教徒が一斉に地元警察に検挙された事件に関する報告が行われた<sup>54</sup>。』」2012年には、その宗教を理由として、20人ものアフマディー教徒が殺害された事件も報告された<sup>55</sup>。中東を代表する報道機関の一つであるアルジャジーラ（Al Jazeera）は2014年8月、2014年においてこれまで13人のアフマディー教徒がその信条のために殺害された、と報道した<sup>56</sup>。

### 3.4.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように述べている。

「アフマディー教コミュニティの信徒は、引き続き冒涇法に基づく迫害の主要な標的となっており、長期に亘ってパキスタン全土に適用されている反アフマディー法の対象となっている。2013年、アフマディー教徒はますます度を超していく社会的差別に直面した。過激派集団は、アフマディー教徒が違法にイスラム教徒を「装っている」と非難し、ラホールにあるアフマディー教徒のモスクを利用するのを禁止した他、パンジャブ州の全域にあるアフマディー教徒の墓を破壊した。また、当局が無関心を装ったり、過激主義者を手助けする中、自由にヘイトスピーチ（憎悪発言）を繰り返し、アフマディー教徒に対する暴力を煽りたてた<sup>57</sup>。」

### 3.4.3 米国国務省は、次のように述べている。

「パキスタン人権委員会が提供したデータによると、2013年を通じて、冒涇法に基づく事案が新たに34件登録された。2013年には少なくとも冒涇罪による死刑判決が少なくとも1件覆されたものの、他の17人以上が冒涇罪による死刑の執行を待っている他、20人以上が終身刑に服していた。政府はこれまで冒涇罪で死刑を執行したことは一度もないが、NGOは冒涇罪で告発された者の少なくとも5人が近年、警察に勾留されている間に死亡した、と報告した<sup>58</sup>。」

---

<sup>54</sup> 豪州外務貿易省「国別情報に関する報告書：パキスタン（13頁）」（2013年11月29日付）

<https://www.immi.gov.au/media/publications/pdf/dfat-cir-pakistan.pdf>（アクセス日：2014年1月22日）

<sup>55</sup> パキスタン人権委員会「2012年における人権の状況（103頁）」（2013年3月）

<http://hrnp-web.org/hrnpweb/wp-content/pdf/AR2012.pdf>（アクセス日：2014年1月29日）

<sup>56</sup> アルジャジーラ「パキスタンのアフマディーヤ：『正義の不在』」（2014年8月7日付）

<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/08/pakistan-ahmadiyya-an-absence-justice-20148616414279536.html>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>57</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ：<http://www.hrw.org/>、「2014年ワールド・レポート- パキスタン：宗教的少数派」（2014年1月21日付）

<http://www.hrw.org/world-report/2014/country-chapters/pakistan>（アクセス日：2014年1月21日）

<sup>58</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dliid=222339>（アクセス日：

3.4.4 国際的な信教の自由に関する米国委員会は、2012年1月から2013年1月までの間にラホール、クエッタ（Quetta）、カラチ（Karachi）を含むパキスタンの全土に亘って発生したアフマディー教徒を標的とする様々な攻撃に関する報告書を44件受領した。パキスタンの憲法及び刑法におけるアフマディー教徒の脆弱な法的地位によって、罪を犯しても処罰されないという風潮が形成されており、犯罪者は逮捕や訴追の恐れがほとんどあるいは一切ない状態でアフマディー教徒を攻撃できると感じている<sup>59</sup>。

3.4.5 ドーンは、グジュランワーラー（Gujranwala）に住む3人のアフマディー教徒が死亡した事件について報道した。このアフマディー教徒たちは、若いアフマディー教徒がフェイスブックに冒流的な内容を掲載したと訴えられた後、本人たちの自宅その他5軒の住宅に放火され、殺害された。アフマディー教徒コミュニティの代弁者によると、警察はこの襲撃を防止しなかった<sup>60</sup>。ドーンは、住民が報復を恐れて自宅に戻れないと訴えていること、また、この事件は暴徒が起こした事件として登録されたことを報道し、次のように伝えている。

「100人を超える『正体不明の人々』及び指名された6人がテロリズム及び殺人法に基づき警察に記録されたが、逮捕は一切行われなかった。ある警官は、この事件とは別に、[前記の若いアフマディー教徒]とその友人が冒涇罪で登録された、と語った。また、この警官は、ピープルズコロニー（People's Colony）の警察署長（station house officer, SHO）が、死亡につながった暴動や火災への対応が遅延したという理由で停職処分を受けた、とも語った。正当理由提示命令も当該地区の警察本部長に送達されたと伝えられている<sup>61</sup>。

3.4.6 アルジャジーラは、グジュランワーラーの事件の後、「反アフマディー教」集会に出席した地元の聖職者が、放火事件に関連して逮捕された者の釈放を求めた、と報道し

---

2014年11月19日)

<sup>59</sup> 国際的な信教の自由に関する米国委員会「2013年年次報告書：パキスタン（6頁）」（2013年4月）  
<http://www.uscifr.gov/sites/default/files/resources/Pakistan%202013%281%29.pdf>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>60</sup> ドーン「暴徒が冒涇罪容疑者を襲う：グジュランワーラーに住む3人のアフマディー教徒が殺害される」（2014年7月28日付）  
<http://www.dawn.com/news/1122143>（アクセス日：2014年12月17日）

<sup>61</sup> ドーン「アフマディー教徒が逃亡中：ピープルズコロニーでの殺人に恐怖を抱く」（日付なし）  
<http://www.dawn.com/news/1123873>（アクセス日：2014年12月17日）

た<sup>62</sup>。

3.4.7 アルジャジーラが2014年8月に報道した通り、パキスタンで最も著名な「反アフマディー教」集団は、アフマディー教徒を、唯一の預言者としてのムハンマドを受容しない異教徒と呼び、アフマディー教徒コミュニティに反対する定期的な集会や会議を開催している「Khatm-e-Nabuwat」（「預言者としての究極性[Finality of the Prophethood]」）である。この集団は、多数のパンフレットも頒布している。この中のいくつかは、信徒にアフマディー教徒の殺害は宗教的義務であると考えよう要求している... 複数の苦情が申し立てられたにもかかわらず、コミュニティの指導者たちは、パキスタンにおける現行のヘイトスピーチ法に基づき、そのような集団に対して措置が講じられることはほとんどない、と語っている<sup>63</sup>。

オンライン新聞のラブワー・タイムズ（Rabwah Times）は、2014年9月6日にラブワー地区で開催される予定の第33回Khatme Nabuwat 会議について報道した<sup>64</sup>。本文書を執筆している時点で、この行事が開催されたのかどうか、又はその結果がどうであったのかについて、詳細情報を確認することはできなかった。

3.4.8 アフマディー教派イスラム人の宗教的迫害に関して報告しているウェブサイト「アフマディー教派イスラム人コミュニティの迫害（Persecution of Ahmadiyya Muslim Community）」は、パキスタンにおいてアフマディー教徒が宗教的動機に基づいて殺害された事件について詳述している<sup>65</sup>。また、同ウェブサイトは、パキスタンのアフマディー教

---

<sup>62</sup> アルジャジーラ「パキスタンのアフマディーヤ：『正義の不在』」（2014年8月7日付）  
<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/08/pakistan-ahmadiyya-an-absence-justice-20148616414279536.html>（アクセス日：2014年12月17日）

<sup>63</sup> アルジャジーラ「パキスタンのアフマディーヤ：『正義の不在』」（2014年8月7日付）  
<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/08/pakistan-ahmadiyya-an-absence-justice-20148616414279536.html>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>64</sup> ラブワー・タイムズ「イスラム過激派がラブワーでKhatme Nabuwatの会議を開催予定」（日付なし）  
<https://www.rabwah.net/islamic-extremists-to-hold-khatme-nabuwat-conference-in-rabwah/>（アクセス日：2014年12月17日）

<sup>65</sup> アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティの迫害：<http://www.persecutionofahmadis.org/>、「宗教的動機に基づく殺人（1998~2012年）」  
<https://www.persecutionofahmadis.org/persecution-activities/social-boycott/>  
（アクセス日：2014年11月20日）

徒コミュニティが被った事件の月次報告を2000年に遡って提供している<sup>66</sup>。

3.4.9 イスラマバードにあるドイツ大使館の職員は、「パキスタンの中流及び知識階級においてさえも、この少数派[アフマディー教徒]の存在がほとんど受け入れられていないのは明らかである。たとえば、このより「寛容な心を持った」階層であっても、アフマディー教徒をイスラム教徒であるとする考えは否定されている。アフマディー教徒が自らをイスラム教徒と称する場合... 特にアフマディー教徒を対象にした法律に基づき告発される、あるいは暴力的な攻撃さえも受けるという事態を招く可能性がある」と報告している<sup>67</sup>。

3.4.10 国連難民高等弁務官事務所（UNHCRの「適格性ガイドライン（2012年5月）」は、「伝えられるところによれば、国家当局による保護はほとんどあるいは一切行われていない。アフマディー教徒を標的とした犯罪や暴力行為は一貫した形で捜査されていないように窺える。これは、イスラム原理主義集団の脅迫戦術や圧力が理由であるとされている。そのような犯罪行為への加担者はほとんど裁きにかけていないと伝えられている」と記述している<sup>68</sup>。また、同ガイドラインは、「2010年5月28日、ラホールでアフマディー教徒の金曜日の祈りが行われている最中に、タリバン過激派が2つのアフマディー教徒団に対して組織的な攻撃を行った結果、80人以上が死亡、数百人が負傷するという事態を招いた。この襲撃は国内外の関心を集め、国連及びパキスタン国民議会（National Assembly of Pakistan）から非難されたものの、2011年3月現在で何らかの正式な捜査が行われたということは伝えられていない」と記述している<sup>69</sup>。

3.4.11 アルジャジーラは2014年8月、「パキスタン人権委員会（HRCP）の委員長Zohra Yusuf は、警察がアフマディー教徒の迫害に『深く関与している』と語っている。同女史

---

<sup>66</sup> アフマディーヤ・イスラム教徒コミュニティの迫害：<http://www.persecutionofahmadis.org/>、「月次報告（2000～2014年）」

<https://www.persecutionofahmadis.org/monthly-reports/>（アクセス日：2014年11月20日）

<sup>67</sup> オーストリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告ーパキスタン：宗教的少数派（53頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

<sup>68</sup> 国連高等弁務官事務所（UNHCR）「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン（HCR/EG/PAK/12/02）22頁」（2012年5月14日付）

<http://www.refworld.org/docid/4fb0ec662.html>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>69</sup> 国連高等弁務官事務所（UNHCR）「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン（HCR/EG/PAK/12/02）22頁」（2012年5月14日付）

<http://www.refworld.org/docid/4fb0ec662.html>（アクセス日：2014年12月15日）

はアルジャジーラに『警察は訴追を行うことあるいは殺害者を追求することを嫌がっている』と語った。『アフマディー教徒コミュニティの問題になると、正義は全く存在していない』と報道した<sup>70</sup>。

3.4.12 HRCPは、「したがって、アフマディー教徒の方が、他の集団よりも困難な状況に直面している。アフマディー教徒は非イスラム教徒と認識されることや少数派枠規則を利用することを拒否しているため、政治の場に代表を送り込んでいない。したがって、その政治権も行使することができない」と言葉を継いだ<sup>71</sup>。

3.4.13 米国国務省は2013年、「国内外の人権団体によると、パキスタン政府が社会的虐待に関与した者の捜査、逮捕又は訴追をほとんど行わないため、罪を犯しても処罰されない環境が作り上げられ、不寛容や暴力行為が助長された。2013年を通じて、多くの場合、当局は宗教的動機に基づいた集団暴力から被害者を保護しなかった」と報告した<sup>72</sup>。また、米国国務省は、「法執行職員が宗教的少数派の信徒や冒涇罪で告発された人々を拘留中に虐待したという報告が絶えない」と述べている<sup>73</sup>。

3.4.14 アジア人権委員会（Asian Human Rights Commission）は、次のように述べている。

「活動を禁じられている宗教集団は、引き続き自由に行動している。活動を禁じられている宗教集団は、パンジャーブ州政府の監督下にあるが、市民にアフマディー教徒コミュニティのメンバーを殺害するよう要請する公的なヘイト運動を立ち上げるとともに、アフマ

---

<sup>70</sup> アルジャジーラ「パキスタンのアフマディーヤ：『正義の不在』」（2014年8月7日付）

<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/08/pakistan-ahmadiyya-an-absence-justice-20148616414279536.html>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>71</sup> オーストラリア連邦庇護事務所「事実調査代表団の報告－パキスタン：宗教的少数派（53頁）」（2013年6月）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1729\\_1374674206\\_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1729_1374674206_ffm-bericht-pakistan-2013-06.pdf)（アクセス日：2014年1月27日）、英語翻訳版あり

<sup>72</sup> 米国国務省「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：セクションII」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dldid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）

<sup>73</sup> 米国国務省：<http://www.state.gov/>、「国際的な信教の自由に関する2013年報告書：エグゼクティブ・サマリー」（2014年7月28日付）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2013&dldid=222339>（アクセス日：2014年11月19日）



ディー教徒の事業所を襲撃した。当局はこうした集団に対して一切行動を起こさなかった。法執行機関、国内裁判制度、また、何よりも全ての政府機関が、国内全域に渡って、宗教的少数派の生命や財産を保護していない<sup>74</sup>。」

[目次へ戻る](#)

### 3.5 ラブワールのアフマディー教徒

#### 3.5.1 ラブワールへの国内移動というテーマに関して、英国議会人権擁護グループ

(Parliamentary Human Rights Group, PHRG) はアムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) のパキスタン支部代表、Faiz ur Rehman と会談した。同氏は次のように語っている。

「... アフマディー教徒が住民の多数派を占めるのはラブワールのみであり、それゆえアフマディー教徒は、同教徒が少数派となっている国内の他の町や村と比べて、ラブワールにおいて、多少なりとも身の安全を実感することができるかもしれない。こうした背景から、アフマディー教徒が故郷の町や村において不安に怯えている場合、Rabwah に移り住むことも考えられる。一方、Rehman 氏の指摘によると、Khatme Nabuwwat はラブワール市内に事務所を構えている。したがって、ラブワールに逃れてきた者は当面の間、安全を確保することができるかもしれないが、Khatme Nabuwwat の恐怖は相変わらず存在する... HRCP (パキスタン人権委員会) は、Rehman 氏の話に大筋では賛成しつつ、ラブワールが国内の他の大半の地域よりも安全ではあるものの、同市内においても暴力行為の事例は存在すると説明した。パキスタン国内の他の地域において虐げられる対象にされてきた者たちがラブワール市内で身の安全を手にすることが可能なかと尋ねられて、HRCP は、アフマディー教徒が同国内全域でその身を狙われている場合には、その教徒はラブワール市内においても迫害者の手に堕ちるだろうとした。上記の点を明確にした上で、HRCP は、ラブワールにおいて安全が確保されるかどうかは当該迫害の性質又は迫害者の影響力に左右されるとした... HRCP は、アフマディー教徒が自らの身を守る上で取り得る最善の方法は、自らの信仰を明かさないことであるとした。ラブワールに移り住むことは、Khatme Nabuwwat の注目を浴びることになり、また、同市内に居住することは自ら進んでアフマディー教徒であることを宣言しているようなものであることから、逆効果であるとした。また、HRCP は、ラブワールに逃亡してくる新参者が生き残るためには、大富豪でなければならない、迫害者によって身を迫られることのないようにしなければならないだろうと語った。新たにラブワールに移り住む者が通常の所得しか得ていない（また、迫害者によって身を迫られていない）場合、生活する上で多くの困難に直面するだろう。まず、ラブワールには仕事が全くない。たとえチニオット (Chiniot) やファイサラバード (Faisalabad) までであっても、通勤す

---

<sup>74</sup> アジア人権委員会「2012年におけるパキスタンの人権の状況、I: パキスタンにおける宗教的少数派の状況」(10 December 2012年12月10日付)

る者は極めて稀である。また、たとえ通勤することになったとしても新たな問題が生じる。すなわち、移動中は反アフマディー活動家にとって無防備な『いいカモ』になるのである。さらに、ラブワーに住所を登録することは實際上、職を得る上での障害となる。これは、ラブワーに住所がある場合、雇用主はその求職者がアフマディー教徒ではないかと疑うからである。ラブワーへの移住者は、仲間のアフマディー教徒からしか職を得ることができないだろう<sup>75</sup>。」

3.5.2 アルジャジーラは2014年8月、アフマディー教徒コミュニティの情報によるとして、アフマディー教徒に対する攻撃が行われたことを受けて、100世帯を超えるアフマディー教徒家族がラブワーに逃亡している、と報道した。この報道は、「2010年にラホール市のアフマディー教モスク2か所が襲撃を受けて、94人が殺害された後、大半のアフマディー教徒がラブワーに逃亡した」と伝えている。この8年間に亘ってアフマディー教徒コミュニティの代弁者を務めてきたSaleemuddinはアルジャジーラに対し、「警察はヘイトスピーチを行っている者を告発せずに、しばしばアフマディー教徒コミュニティに、同教徒を迫害しようとしている者の要求を『受け入れる』よう話を持ちかけた」と語った<sup>76</sup>。

3.5.3 アフマディー教徒コミュニティの代表者らがPHRGに語ったところによると、アフマディー教徒は、ラブワーにおいて警察や裁判所に保護を求めることはできない。また、同代表者らは、警察がこれまでラブワー市内に住むアフマディー教徒に対して何らかの保護措置を講じた実例を挙げることができないとした。PHRGが意見を求めたその他の情報筋も同様の見解を示し、次のように語った。

「アムネスティ・インターナショナルのパキスタン支部代表であるFaizur Rehman氏の話によると、パキスタン警察はアフマディー教徒に対して保護の手を差し伸べようとはしないことから、ラブワーを含めて、同教徒にとって安全な場所はない。ラブワーにおいて警察が国内の他の場所とは違った対応をとる可能性もあるのではないかと尋ねられて、Rehman氏は、可能性としてはあり得ないことではないが、ただこれまでのところそうした例は見られなかったと答えた。また、同氏は、...比較的高位にあり、教育や訓練を積んだ地元の警察官であっても、アフマディー教徒が当事者となる事件を扱う際には、上司の意向

---

<sup>75</sup> 英国議会人権擁護グループ「ラブワー：殉教者のための地？－セクション4.1（20頁）」（2007年1月）  
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html>（アクセス日：2014年2月21日）

<sup>76</sup> アルジャジーラ「パキスタンのアフマディーヤ：『正義の不在』」（2014年8月7日付）  
<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2014/08/pakistan-ahmadiyya-an-absence-justice-20148616414279536.html>（アクセス日：2014年12月15日）

に従わざるを得ないと悟るものだと説明した<sup>77</sup>。」

3.5.4 UNHCRの話によると、ラブワールでは住居や就職機会が不足している他、同市の行政職員は圧倒的に非アフマディー教徒で占められている<sup>78</sup>。

3.5.5 パキスタン人権委員会の2012年年次報告書によると、「アフマディー教徒は、パキスタン当局が同教徒の会議や集会、主要なスポーツ行事を、パキスタンにおける同教徒の中心拠点[ラブワール]で開催するのを禁じている反面、反アフマディー聖職者はラブワール市内とその周辺で数多くの挑発集会を自由に開催することができる」として、不満を口にしていた<sup>79</sup>。パンジャール州ラブワール市におけるアフマディー教徒コミュニティの代表者である Qamar Suleman は2013年10月、人道に関する情報を提供する独立通信機関のIRINニュースに対し「アフマディー教徒は異端者として殺害されるべきだと書かれたパンフレットが配布されている」と語った<sup>80</sup>。

「国別情報及びガイダンスー パキスタン：保護の主体、国内移動を含む背景情報」も参照されたい。

[目次へ戻る](#)

---

<sup>77</sup> 英国議会人権擁護グループ「ラブワール：殉教者のための地？ーセクション4.2（21頁）」（2007年1月）  
<http://www.thepersecution.org/archive/phrg/index.html>（アクセス日：2014年2月21日）

<sup>78</sup> 国連高等弁務官事務所（UNHCR）：[www.unhcr.org](http://www.unhcr.org)「パキスタン出身の宗教的少数派メンバーの国際保護の必要性評価に向けたUNHCR適格性ガイドライン（43頁）」（2012年5月14日付）  
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4fb0ec662.pdf>（アクセス日：2014年2月21日）

<sup>79</sup> パキスタン人権委員会「2012年における人権の状況（104頁）」（2013年3月）  
<http://hrnp-web.org/hrnpweb/wp-content/pdf/AR2012.pdf>（アクセス日：2014年12月15日）

<sup>80</sup> IRIN（Integrated Regional Information Network、統合地域情報ネットワーク）「圧力をかけられているパキスタンの少数派」（17 October 2013年10月17日付）  
<http://www.irinnews.org/report/98950/minorities-under-pressure-in-pakistan>（アクセス日：2014年12月15日）

## 付属書A：FCOの書簡

### 2011年1月20日付FCO書簡

英国大使館（British High Commission）（レターヘッド）

2011年1月20日

英国国境庁は以下の情報を要求した。

- パキスタンのパスポートに信条を記録するプロセスはどのようなものか?
- 個人がアフマディー教を信仰していることを確認するためにスタンプが押捺されるのか?
- 誰がパキスタンのパスポートにスタンプを押捺するのか?
- スタンプはどの段階であっても押捺することができるのか?
- アフマディーヤのスタンプを押捺してもらうために、賄賂が支払われる可能性はあるのか?
- パスポート上でアフマディーヤの信仰を宣言した人々は、パキスタンを出国する際、移民局との関係で何か問題になることがあるのか?

最初の4つの質問に関して、英国大使館はパキスタン政府の連邦捜査局内にあるパスポート課（Passport Circle）で勤務する職員に相談した。同職員は、次のように回答した。

「『アフマディーヤ』のスタンプはない。『アフマディーヤ』はパスポートの2ページ目に印刷されている...一回限りのプロセスであり、また、パスポートが印刷される際に一回限り印刷することができる。

また、英国大使館は、英国大使館内が地元で採用したスタッフ1名に話を聞いた。同職員の意見は、以下の通りであった。

「パキスタンの旧式パスポートには、生体データが記録されるページに宗教欄があった。新型の機械読取式パスポートが2004年10月に導入されたが、宗教については触れられていなかった。当局は2006年にパスポートの注釈用ページに宗教を記載し始めた。パスポートのデータベースは、NADRA（National Database and Registration Authority、国家データベース登録局）のシステムと相互接続されており、そこでデータが照合されている。パキスタンの新型パスポート向けのデータベースを記録している間に、宗教に関する質問がなされる。回答内容と保存データに不一致が見られる場合、申請者は疑念を払拭するため

に、この事項に関して宣誓供述書を提出することを求められる。

1. 新パスポート向けのデータを記録する時点で、宗教に関するものを含む質問が口頭で行われる。
2. パキスタンのマニュアル（旧式）パスポート上に宗教/信条に関するスタンプ（ゴム印）が押捺されることはなかった。しかしながら、信条/宗教は、新型パスポートの注釈用ページに印刷されている。アフマディーヤという語がパスポートの2ページ目に印刷されている。我々は、インクを使って押捺するスタンプがあることを承知していない。
3. パスポートと移民当局は、申請者の生体データと追加情報（信仰/宗教）を手作業及び機械読取方式により印字する責任を負う。
4. 押捺できる。ただし、この場合、申請者は修正のために再申請する必要がある。そうすれば、新たなパスポートが発行されることになる。
5. このシステムは、犯罪者により様々な方法で悪用される可能性がある。パスポートが発行される時点で、賄賂が支払われる可能性はあるが、この点に関する直接的な証拠はない。
6. ビザとパスポートが真正である限り、パキスタンのパスポートを保有しているアフマディー教徒がパキスタンを出国する際に問題が生じることは一切ない。」

[目次へ戻る](#)

## 改定履歴

| 版   | 日付                  | 変更内容                                      |
|-----|---------------------|-------------------------------------------|
| 1.0 | 2014年7月16日          | 信教の自由に関する初版CIG                            |
| 2.0 | February<br>2015年2月 | COIセクションの更新：CIGの広義の「信教の自由」セクションからガイダンスを分離 |

[目次へ戻る](#)